

区 民 の 声 の 公 表 【令和8年（2026年）5月受付分】

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
ほっとスクールの設置について	区の南西にほっとスクールがなく、遠くて通えないため、困っております。 この地区にほっとスクールを作っていただきたいです。	区教育委員会では、不登校の小・中学生のための支援の一環として、ほっとスクールの運営を行っています。ご指摘のとおり、地域によって利用のしやすさに差が生じている点につきましては、課題であると認識しております。 ほっとスクールの施設整備にあたりましては、不登校児童・生徒数の推移や動向を注視しつつ、立地条件を含めた場所の確保や運営体制など様々な要素を踏まえ、慎重に検討を進めているところであり、すべてのご要望にお応えすることが難しい状況です。 区教育委員会といたしましては、学校やその他施設との合築など様々な機会を捉えてほっとスクールの整備を進め、まずは区内5地域への展開を目指しております。	教育総合センター 教育相談課	電話 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534	令和8年(2026年) 5月1日	
防災士の育成、受講料の補助金交付	防災士は防災や災害に役に立つ資格、 区役所でも、受講者には受講料の補助金交付を検討してはどうか？	区では、平成24年度から地域の防災力の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とし、避難所運営本部の運営の一助となるよう、地域防災の担い手として、防災士となることを目指す方に対し、町会・自治会等の団体の推薦をいただき、防災士の認証登録に掛かる受講料(63,800円)の実費を助成しています。 引き続き、地域の防災力の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進してまいります。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和8年(2026年) 5月7日	
生ごみ処理機購入助成制度の導入について	区民の一人として、生ごみ処理機購入に対する助成制度の導入について要望させていただきます。 現在、世田谷区においては生ごみ処理機に対する助成制度がなく、一部では特別クーポンを利用した購入方法があることは承知していますが、費用面でのハードルを感じる家庭も多いのが現状かと思います。 一方、東京都内では生ごみ処理機の購入費用に対する助成制度を設けている区や市が多数あり、ごみ減量や環境負荷軽減の取り組みとして広がりを見せています。 特に子育て世帯においては、生ごみの量が多く、衛生面や処理負担の軽減という観点からも、生ごみ処理機の導入の意義は大きいと感じています。 世田谷区におかれましては、ごみ減量および環境負荷低減、区民生活の質向上の観点から、生ごみ処理機購入への助成制度の導入をご検討いただけますと幸いです。	区では平成5年度に生ごみコンポスト化容器的幹旋、平成11年度からは家庭用生ごみ処理機購入費の補助を開始し、生ごみ削減に向けて取り組んでまいりました。 しかし、堆肥の活用先が限られるなどの課題があり、申請件数の減少により終了したため、現在は、生ごみ堆肥作り講習会やそれらを活用した野菜作り講習会の実施などを通して、生ごみの減量に取り組んでいます。 一方で、この間、民間事業者による技術革新なども進んでいることから、堆肥の活用経路の拡充や地域内での資源循環の促進などについて、区と事業者で連携して課題解決に取り組み、区民が手軽に生ごみの堆肥化に取り組むことのできる事業手法の構築に向けて検討を進めているところです。	環境政策部 清掃・リサイクル推進課	電話 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341	令和8年(2026年) 5月8日	
インクルーシブ教育ガイドラインの教職員研修について	インクルーシブ教育ガイドライン・子どもの権利条等に基づく取組みに感謝しております。 1. インクルーシブ教育ガイドラインにある教員研修とは、どのようなことをされているのか、ご説明をお願いいたします。 2. 教育委員会を始め関係部署・機関・お立場のみなさまに、全国の公立私立含めた中学校でインクルーシブな試み・取り組みがされている実例をご調査いただくことを希望いたします。 3. 上記について回答・公表をお願いいたします。	区では、全ての子どもが互いの違いを認め合いながら、同じ場で学び、成長できるように、インクルーシブ教育ガイドラインを策定し、その趣旨に沿って子どもが安心して学校生活に参加できる環境づくりを推進できるよう、教員を対象とした研修を実施しております。ガイドライン策定時には、すべての教員へのガイドラインの理解促進に向けて、オンデマンド形式による研修を実施するとともに、全区立小・中学校の生活指導主任を対象として「発達性ディスレクシアの正しい理解と当事者の望む支援」について研修を実施しました。また、年2回、校内でインクルーシブ教育を推進する教員を対象としてユニバーサルデザインや合理的配慮、インクルーシブな学級づくりなどをテーマとして実施しました。インクルーシブな学級づくりをテーマとした回では、「支援ニーズのある子どもが安心して学校生活を送るためには、その子自身への支援だけでなく、周囲の子どもたちが互いの違いを認め合える学級づくりが必要である」など、受講した教員からもインクルーシブ教育の推進に向けた肯定的な意見があげられました。 教育委員会では、引き続き教員研修の充実を図るとともに、他自治体での取組み好事例を収集するなど、引き続き知見の充実を図ってまいります。 今後も、児童・生徒、そして保護者の皆様が安心して学ぶことができるように学校運営に努めてまいります。	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和8年(2026年) 5月11日	
世田谷区小学校の川場教室について	区内小学校5年生が参加する宿泊行事「川場移動教室」について、支援学級に在籍している児童の参加に関する方針を伺いたく連絡しました。 川場移動教室は、宿泊を伴う集団生活や自然体験を通じて、基本的な生活習慣や協調性を育むとともに、児童同士の理解や友情を深める大変意義のある取り組みであると認識しており、その趣旨に照らし、支援学級に在籍する児童につきましても、同様に貴重な学びの機会として参加できることが望ましいのではないかと感じています。 一方で、学校によっては支援体制の違い等により、参加に際して個別の条件(保護者同伴等)が提示される場合があるとも耳にしています。 そのため、区としての基本的なお考えや方針として、支援学級に在籍児童が通常学級の児童とともに川場移動教室へ参加することについて、どのように位置づけられているのかをお伺いしたいです。 もし参加が認められている場合には、学校生活と同様に、必要に応じた合理的配慮や支援体制のもとで、安心して参加できる環境を整えていただきたいです。	支援学級に在籍している児童の川場移動教室への参加にあたっては、児童一人ひとりの状況に応じて学校と教育委員会が連携しながら安全に配慮した実施体制を整えており、必要に応じて「支援員」や「宿泊補助員」が同行するなど、合理的配慮に基づいた支援を行っています。 支援内容については、児童一人ひとりの状況を踏まえ、学校が保護者の皆様と丁寧に相談しながら決定しており、保護者同伴等の個別条件を教育委員会として一律に設定していることはありません。 今後も、川場移動教室を子どもたちが安心して参加できる、貴重な体験活動の場として学校を支援してまいります。	学校教育部 学務課	電話 03-5432-2687 FAX 03-5432-3067	令和8年(2026年) 5月14日	
世田谷区立小学校の移動教室の安全について	子どもが世田谷区立小学校に通っています。本人は川場村の移動教室をとても楽しみにしていますが、ハイキングやナイトハイクが予定されており熊の出没が心配で内心行かせたくありません。実際に学校の過去のブログに、熊の爪跡が木に残されているなどの写真もアップされています。入口で爆竹を鳴らしてから山に入るなどはされているようですが、熊被害が加速する中、熊の生息地でのハイキングや、ましてやナイトハイクなど大変危険に思います。学校側から、参加不参加の意思を書面で提出させられていますが、学校行事を親の思いだけで欠席させることを選ぶのは難しいです。これまでの慣例にないらい、同じことを続けるのではなく、時代に合わせて移動教室の内容は変化させなければいけないのではないのでしょうか。6月に移動教室が行われるため、気が気でありません。	昨年度は全国的にクマの目撃情報が多発しており、川場村周辺自治体でもクマの出没が確認されています。こうした状況を踏まえて、区教育委員会では、児童・生徒の安全確保を最優先に移動教室を実施するため、「移動教室等におけるクマ対策基本方針」を新たに策定しました。具体的には、この方針に基づき、「クマとの遭遇を防ぐための行動」として、事前の安全指導の徹底のうえ、実施中はクマ鈴の常時携帯、音を出しながらの集団行動、万が一の場合に備えてのクマスプレーの携帯などの対策を講じています。また、クマの目撃情報があった場合には、関係自治体等と連携して情報収集のうえ、その状況に応じて活動内容の変更や中止など、児童の安全を第一に柔軟に対応を行ってまいります。	学校教育部 学務課	電話 03-5432-2687 FAX 03-5432-3067	令和8年(2026年) 5月18日	
区立中学生の帽子やサングラスの着用について	区立中学校運動会の練習において、生徒や教職員の皆さんが、強い日差しが照りつける中で、帽子やサングラスを着用せず、長時間グラウンドで活動している様子を見かけました。熱中症リスクが社会的にも取り上げられる中で、帽子やサングラスによる対策は重要ではないかと考えてご連絡しました。 子ども達が、自身の健康を守ることができるよう、特に帽子の着用について改善されるように願っております。	生徒と教職員にご心配の気持ちを寄せていただき、ありがとうございます。 区では、各区立学校に対して熱中症事故防止の徹底を図るよう指導しており、教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、暑さ指数(WBGT)が「31」未満であっても無理に活動せず、延期又は中止等の柔軟な対応を行うこと、生徒の体調等、状況に応じて屋内で休養させることとしております。いただいた帽子の着用につきましては、直射日光を避ける有効な方法の一つであると認識しております。児童の健康と安全を第一に考えて取り組む熱中症予防対策の一環として、東京都や消防庁などの熱中症防止資料を示しながら、帽子の着用や服装への配慮を学校に周知しております。体調や天候なども踏まえて、学校として一律に着用を義務付けるのではなく、それぞれの児童やご家庭の判断を尊重しながら、対策を促しております。 一方で、サングラスの着用などにつきましては、安全面や教育活動上の配慮も必要であることから、いただいたご意見も参考に、引き続き、校長会と情報共有しながら学校現場での熱中症事故防止に努めてまいります。	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和8年(2026年) 5月19日	
桜丘図書館のパソコン席の電源について	桜丘図書館の閲覧席にはパソコン席を設けているにもかかわらず、電源プラグがありません。仕方なく図書館外のオープンスペースの壁にある電源でパソコンを充電していたところ、事務の方に「ここは公共の場所なので充電しないでください」と言われました。 オープンエリアで充電が出来ないのであれば、図書館内のパソコン席で電源を設けるよう検討願います。	区立図書館としては、パソコンの利用を認めている席については、可能な限り電源利用できることが望ましいと考えており、早急に対応を検討し、改善を図ります。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3439-0741 FAX 03-3429-7436	令和8年(2026年) 5月19日	
ずっと、世田谷。”子育て・若者夫婦世帯定住応援事業について	世田谷区に3年在住し、世田谷区内に住宅を購入し、引越しを予定しています。 私は、子育て世帯・若者夫婦世帯に該当しますが、「子育て・若者夫婦世帯定住応援事業」の対象ではありませんでした。 “住み替え応援”の対象を“民間賃貸住宅”に限らずに、購入により取得した住宅の場合も対象としていただきたかったです。	“ずっと、世田谷。”子育て・若者夫婦世帯定住応援事業につきましては、未就学児を養育する子育て世帯や夫婦のいずれかが39歳以下の夫婦のみで構成される若者夫婦世帯が区内に定着し、地域の活力の維持・向上を図ることを目的として、令和8年度から新たに実施しています。 本事業の実施にあたっては、区で生活基盤を確立し、地域との関わりがある世帯の定住に繋げたいという観点から、対象となる世帯や物件に関する要件を定めておりますため、恐れ入りますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	都市整備政策部 居住支援課	電話 03-5432-2499 FAX 03-5432-3040	令和8年(2026年) 5月19日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
一時保育予約システム改善に関する提案	子育てステーションにおける一時保育予約システムについて、保護者負担・公平性・現場業務効率化の観点から、改善をご提案申し上げます。 【課題】 現在、一時保育の予約は、「利用希望月の1か月前の1日午前9時から電話受付」という方式で運営されています。しかし実際には、電話回線数が限られている、数時間電話をかけ続けても繋がらないなどの問題が継続しています。 現状では、「電話が繋がった人から予約できる」という仕組みになっており、結果として、長時間電話をかけ続けられる人、予約日の日中に時間を確保できる人、精神的・身体的余裕がある人ほど利用しやすい構造になっています。 一方で、本来支援を必要としている、産後間もない家庭、育児負担の強い家庭、孤立している家庭、精神的余裕の少ない保護者ほど、予約取得そのものが大きな負担になっている現状があります。「誰でも利用できる制度」であるからこそ、「電話をかけ続けられるかどうか」で利用機会が左右されない、公平で持続可能な仕組みが必要ではないでしょうか。 【一時保育の本来の役割】 世田谷区の一時保育は、就労要件に限定されず、リフレッシュ・通院・育児負担軽減など、さまざまな理由で利用できることに大きな意義があると感じています。これは単なる預かり事業ではなく、育児負担軽減、産後うつ予防、女性の社会参加支援など、予防的支援として非常に重要な役割を担っている制度です。 【現場職員側の負担について】 現在の電話予約方式は、保護者だけでなく、現場職員の皆様にも大きな負担を生じさせていると考えます。朝から鳴り続ける電話対応、繋がらないことへの苦情対応など、限られた人員の中で対応されていることと推察いたします。そのため本提案は、保護者側のみの要望ではなく、「保護者・現場双方の負担軽減」を目的とした提案です。 【提案内容】 現場負担や予算面を考慮し、まずは低コストかつ即時導入可能な方法として、「電話先着制」から「オンライン申込＋抽選制」への移行を提案いたします。具体的には、 ・Googleフォーム等を利用した申込受付 ・数日間の申込期間設定 ・希望日重複時は抽選 など、既存の無料ツールを活用することで、大きな予算をかけずに導入可能と考えます。 【期待される効果】 保護者負担の大幅軽減、電話対応業務削減業務効率化、予約機会の公平性向上など。 世田谷区が先進的にオンライン申込・抽選方式へ移行することで、保護者負担軽減と現場業務効率化を両立できるモデルケースとなることを期待しております。 子育てしやすい世田谷区の実現に向け、ぜひご検討いただけますと幸いです。	現在、区内5か所の子育てステーションにおける一時預かり事業「ほっとステイ」の予約については、電話とWEBを併用し、利用者の状況に応じて選択できるよう運用しております。 一方で、0歳児の受け入れにつきましては、個別の配慮や体調確認等が必要となるケースが多いことから、お子さまの安全面や円滑な受け入れ態勢の確保を目的として、電話による予約のみとしている施設もございます。 ご指摘のとおり、「電話による先着受付」につきましては、予約開始時刻に電話をかけ続ける必要があり、ご利用を希望される方の状況によっては大きな負担となるため、産後間もないご家庭や育児負担が大きいご家庭、孤立しがちなご家庭など、本来支援を必要とされる方にとって利用しやすい仕組みが重要であると認識しております。 ご提案いただきました「オンライン申込と抽選制」につきましては、予約機会の公平性向上や利用者負担の軽減といった観点から、有効な手法の一つである一方で、お子さまの個別の状況を確認することが難しくなること、システム整備に係る費用や運用方法の整理、抽選結果に伴う調整対応、またインターネット環境を利用しづらい方への配慮など、引き続き検討すべき課題もございます。 子育てをされているご家庭は大変に多様な日々をお過ごしのことと拝察いたします。 いただきましたご意見につきましては、今後の予約方法のあり方やサービス改善の検討にあたり、重要な視点として参考にさせていただきます。引き続き、より多くの方にとって利用しやすい事業運営となるよう努めてまいります。 なお、子育てステーションほっとステイの予約状況は、関連情報欄のURLから確認ができます。	子ども・若者部 子ども家庭課	電話 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081	令和8年(2026年) 5月21日	https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/32165.html
待機児童について	現在求職中で、第一子と第二子の保育園申込みを行いました。第一子のみ内定し、第二子は待機となりました。 早期の就労を希望しておりますが、第二子の預け先が確保できないため、就職活動や就労開始が困難な状況です。認可保育所、認証保育所、認可外保育施設等を探しましたが、1歳児クラスの空きは見つかりませんでした。 入園担当部署へ相談したところ、この状況であっても求職要件による在園期間内に就労しなければ、第一子は退園となるとの説明を受けました。また、テレワーク等を活用して就労する方法について案内を受けましたが、1歳児を自宅で保育しながら継続的に就労することは現実的に困難であると考えています。 現在の制度では、「下の子の預け先が確保できないため働けない」「働いていないため上の子が退園になる」という状況が生じています。特に第一子は小学校入学を迎える年齢であり、継続した集団生活を体験することは成長にとって重要であると考えています。数か月ごとの退園や転園は、子どもの精神的負担にもつながることを懸念しています。 少子化対策や子育て支援を進める中で、このような状況は第二子以降の出産や就労継続を希望する家庭にとって大きな負担となっています。 つきましては、 ・保育需要に応じた受入れの拡充 ・求職中世帯に対する在園継続要件の見直し ・下の子の保育先が確保できない場合の特例措置 などについて、検討していただきたいと要望いたします。	区では、認可保育施設の整備など、定員数の確保に取り組む一方、認可外保育施設利用者に対する利用料の無償化を実施してまいりました。保育需要に応じた受入れの拡充につきまして、区では、令和8年4月入園一次選考の申込み数が前年より大幅に増加したことを受けまして、既存保育施設に対し令和8年4月入園の定員拡充の要請等を行い、施設の面積や人員等の基準を踏まえ定員拡充の可能性のある各施設と個別に調整し、定員の弾力化や定期利用保育の実施等により、可能な限り保育の希望に応えられるよう取り組んだところであります。 また、就学前人口は減少傾向にありますが、今後も保育施設の利用を希望される方の増加が続くことが見込まれることから、令和9年4月以降開設の1・2歳児を中心とした保育施設を前倒して整備することを決定し、現在整備を進めているところです。 区としましては、就学前人口の動向や保育の利用希望の状況の変化を踏まえ、保育ニーズに対応した保育施設の定員確保の取組みを今後も継続してまいります。 求職中における在園要件の見直し等につきましては、法令等に基づき、上限である90日(3カ月)に定めています。そのため、求職中における在園要件の見直し及び、特例措置を行うことはできません。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和8年(2026年) 5月21日	
小学校配布タブレットについて	現在、小学校で配布していただいているタブレットですが、入学早々の1年生にも配布となっていますが、同じ低学年の兄弟共に暇さえあれば自宅でもタブレットをずっと触って遊んでおり、何度話をして注意しても直せず、タブレットをめぐるけんかややりとりが絶えなくなってしまうようです。配布タブレットが自宅での学び、日常生活に大きな障害となっています。スクリーンタイムや保護者用管理・制限アプリも本人たちが容易に解除できるようになってしまっており、家庭で管理するのは極めて困難です。 学校学習の中で使用するのとは良いとしても、毎日自宅に持って帰るように指示するのはやめていただけないでしょうか。 低学年の自宅学習にタブレットがそれほど必要不可欠だとも思えず、せめて家庭での日常生活に影響を及ぼさないようにしていただきたいと考えております。 検討のほどよろしくお願い致します。	学習用タブレット端末のご家庭での利用について、日常生活への影響が生じているとのこと、ご家庭でのご苦労について重く受け止めております。 学習用タブレット端末は、教育委員会が導入している端末管理システムにより一括管理されており、スクリーンタイムや保護者用管理・制限アプリによる制限を児童生徒が端末側の操作で解除することは基本的にできない仕組みとなっております。 ただし、これまでに区に寄せられた同様のお問い合わせでは、 ・スクリーンタイムの設定で「休止時間中にブロック」や「使用制限終了時にブロック」などの設定が有効になっていなかった ・スクリーンタイム用のパスワードが、タブレット端末のロック解除に使う暗証番号と同じ番号など、お子さんが推測できる番号に設定されていた ・制限したい時間帯や制限したいアプリのルールが正しく反映されていなかった ・学校の管理時間帯と保護者様の保護者用管理・制限アプリのルールとのどちらにもカバールされていない時間帯があったといった原因により、意図したとおり制限が効いていないように見えるケースがございました。 個別のご希望に応じた設定方法につきましては、下記の問い合わせ窓口にてご相談いただけますので、ご利用ください。 【設定についてのお問い合わせ】 https://icthelp.fastcloud.jp/fa/QA/web/index.html 「新規問い合わせを行うより問い合わせフォームにお進みください。」(関連情報参照) 学習用タブレット端末につきましては、学校内での学習活動に加え、家庭学習(調べ学習、まとめ等)でも活用するため、原則として毎日持ち帰り、ご家庭で充電のうえ学校へ持参いただく運用としております。 ただし、ご家庭での利用についてお困りの場合等、状況によってはタブレット端末を学校で保管することもできますので、ご希望の場合は学校へご相談願います。 なお、区では、児童が必要に応じてタブレット端末を学校に置いて帰ることができる環境整備を目的として、令和8年度に小学校1年生及び特別支援学級を対象に、充電保管庫を設置する予定です。 学習用タブレット端末の適切な活用や、長時間使い過ぎず節度を持って利用すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいりますので、お困りのことがありましたら学校へご相談ください。	教育総合センター 教育DX推進担当課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和8年(2026年) 5月25日	https://icthelp.fastcloud.jp/fa/QA/web/index.html
シェアサイクルポート増設希望	千歳台周辺は、シェアサイクルポートの設置がありません。不便です。環八を渡った船橋地域にはたくさんあり、稼働率も高いです。希望丘南公園、希望丘記念公園、希望丘中公園、希望丘北公園は、駐輪場や遊び場に邪魔にならないスペースがあるので、ぜひ設置して欲しいです。	区は、民間シェアサイクル事業者と協定を締結し、世田谷区シェアサイクル事業を実施しています。 民間シェアサイクルは、区内全域にポートを展開していますが、設置数や地域に偏りがあるため、区は、引き続き利用者の目線に立ったポート展開が必要であると認識しています。 公園におけるシェアサイクルポートの設置については、公園利用に影響、支障のない範囲で設置しており、大規模な公園に設置している状況です。 今後も区民の自転車利用の利便性向上のため、ご要望いただきました公園を含む地域について、民間シェアサイクル事業者に民有地へのポート拡充を働きかけるとともに、関係所管と連携しながら、公共施設へのポート設置を検討していきます。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和8年(2026年) 5月26日	
世田谷区ウェブサイト下部のポップアップが閲覧の妨げになっている	世田谷区ウェブサイトアクセスすると下部にお知らせのポップアップが表示されますが、PC環境・スマホ環境ともに画面の1/3～1/4程を占拠してしまい閲覧の妨げになっています。 一度表示を消しても別のページにアクセスすると再度表示されてしまうため、正直なところ非常に邪魔だなと感じてしまいます。 ページ上部に細めのバナーで表示するなど、確認したい情報の閲覧性を保ったサイトデザインにしたいのとありがたいです。	「世田谷区を知る」につきましては、区からの重要な情報をより多くの方にご覧いただくため、また時期により、区民の皆さんから多くお問合せいただく情報を表示しています。 いただいたご意見のとおり、ポップアップで表示される仕組みで、不要な場合には「×」ボタンを選択していただくことで非表示としていただくことが可能ですが、新規タブや新規ウィンドウで別のページへアクセスした場合は再度表示される仕様となっております。また、ポップアップの大きさはご利用のウェブブラウザのズーム設定に依存しております。よりわかりやすく利用しやすいホームページとなるよう引き続き努めてまいります。	政策経営部 広報広聴課	電話 03-5432-2008 FAX 03-5432-3001	令和8年(2026年) 5月27日	
学校端末における生成AIのフィルタリング制限緩和および柔軟な運用について	■現状の報告 現在、区の学校支給端末において生成AI(Gemini、チャットGPT等)へのアクセスが一律でブロックされています。 私の通う中学校の数学の授業において、3年生が1・2年生に向けてプレゼンテーションを作成する過程で同級生にプレゼンテーションを作る課題がありました。この授業では生成AIを活用する計画があり、事前に保護者からの同意書も提出していました。しかし、端末のフィルタリング制限によりアクセスできず、個人のアカウントを使用しても通信が遮断される設定となっていたため、今年の授業が行うことが難しくなっていました。 ■意見 これらの時代において、中学生のうちからAIの有用性とリスクを実践的に学ぶことは不可欠です。保護者の同意を得て、教員の指導のもとで利用する準備が整っていたにもかかわらず、システム上で一律に通信を遮断する現在の運用は、生徒の学習機会を損失させていると考えます。 ■提案 学校端末における生成AIの利用について、完全な一律禁止ではなく、以下の要件を満たした場合に一時的なブロック解除を認めるなど、柔軟な運用ルールの策定とシステムの改修を提案します。 授業の目的が明確であり、担当教員の指導下にあること 事前に保護者からの同意書を取得していること 対象となる特定の授業期間において、該当サービスへのアクセス制限を解除する申請の仕組みを設けること ご検討のほどよろしくお願い致します。	学校支給端末における生成AIサービスの利用につきましては、児童・生徒が利用する場合は事前に学校から教育委員会へ利用申請を行うこととしております。児童生徒用端末では生成AIサービス関連サイトへのアクセスを原則としてフィルタリングにより制限しておりますが、学校からの申請に基づき、 ・利用目的が学習活動として適切であるか ・サービスが安全性の要件(情報の取扱い、通信の安全性等)を満たしているか などを確認したうえで、利用可能と判断したもののについては、児童生徒用端末からアクセスできるよう対応しております。 ご提案いただいた、一定の要件を満たした場合に特定の生成AIサービスの利用制限を解除する仕組みについては、現行の運用方針と方向性を同じくするものです。現行運用においても、学校からの申請に基づき個別に対応することとしており、授業内容に応じた活用が可能な仕組みとなっております。 ご指摘のとおり、生成AIについては、将来を見据え、児童・生徒が有用性とリスクの双方を理解しながら活用する力を育成することが重要であると認識しております。一方で、生成AIには誤情報の生成や個人情報・著作権に関するリスク等があることから、教育委員会としては、安全性を確認したうえで段階的かつ慎重に活用を進める運用としているものです。 今回いただいたご意見も踏まえ、申請から利用開始までの手続の迅速化や、学校現場での活用のしやすさについて、必要な改善を検討してまいります。	教育総合センター 教育DX推進担当課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和8年(2026年) 5月28日	